

## 第 11 回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成 29 年 11 月 27 日 (月) 13:30~14:15
項 目	地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価について (公開審議)
出席者	審査会委員 櫻井会長、時枝委員、重永委員、日高委員、松木委員 財政局税務部税制課 大寺係長、高橋主査 財政局税務部課税課 金子係長、鈴木主査
事務局	総務局文書館 西之原館長、坂上係長、奥野主任
傍聴人	0人
内 容	

地方税の賦課徴収に関する事務について

(税制課)《大寺係長が全項目評価書(案)概要について説明》

はじめに、資料の「地方税の賦課徴収に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」(改訂案)の概要について」から説明をする。評価書に関しては 8 月に同じように皆様に審査いただいて改訂をしたばかりではあるが、引き続き内容を修正する必要が出てきたため、本日審査いただく形となった。

概要の 1 番のところから順番に説明させていただく。特定個人情報保護評価というのは、毎回同じような説明をする形になるが、市長がマイナンバーを含む個人情報の漏えいなどの危険性を自ら分析し、その危険性に対する対策を評価して、特定個人情報を適切に管理することになっている。これらをまとめたものが評価書となっており、住民の皆様から意見を聴取して、今回の第三者による点検を受けて、そして皆様に公表することが定められている。この一連の手続のことを「特定個人情報保護評価」と言う形で進めさせていただいている。2 番目の評価書について、点検していただく評価書は、地方税の賦課徴収に関する事務となる。この評価書は、最初に平成 26 年 12 月に作成をし、今年の 8 月に審査をしていただいた後、9 月に公表をして現在に至っている。今回は修正となる。3 番目の重要な変更とは、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針で規定されており、今回は「特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無」が変更になっている。これが重要な変更という形で、今回評価書の審査をお願いしている状況である。4 番目のところにある評価書の主な改訂内容について、今回は、税の中でも軽自動車の税金になる。この賦課業務を現在区ごとに行っているが、この業務の一部を財政局課税課に集約する。その中で、特に専門的知識を要さないような定型的な業務とか入力業務などに関して、業務の効率化を図るという意味で委託化を進める形で見直しをしている。その中で特定個人情報を含むファイルの入力業務を委託するよう検討しているため、委託の中で考えられる漏えいリスクに対する措置を評価している。

業務の内容については、課税課から説明させていただく。

(課税課)《金子係長が軽自動車税賦課業務について説明》

資料の軽自動車税関連業務説明資料を中心に説明させていただく。委託業務内容については、先ほど説明があったが、各種申告書の軽自動車税システムへの入力、入力した結果である税金の納税通知書の発送事務の補助、軽易な問い合わせ等の電話対応、この 3 つを考えている。内容については、下のイメージ図で説明させていただこうと思うが、軽自動車税とはどういうものかということを中心に述べさせていただくと、軽自動車、いわゆる軽四輪、四輪自動車の一般的に軽自動車と呼ばれるもの、二輪のバイクでカテゴリに入るもの、原付バイクと言っている 50cc の一番小さなタイプのバイクが軽自動車と定義されている。こういう

ものに対して、車両を所有している者が、毎年度4月1日に所有している者に対して1年間分の税金を課するというのが軽自動車税の大まかな内容である。イメージ図に移って、現状、今回の委託前はようになっていたかということ、私どもには市税事務所という組織があり、市税事務所の組織の中に、名称は市民税課とか税務課とか色々と言いはあるが、各区に1つずつ課の組織がある。概ね区役所の中に組織が入っているが、ここで軽自動車税業務を行っている。軽自動車の新規の登録や廃車登録、名義が変わったという申告について受付をして、各区にある税務課、市民税課で入力作業、システムにインプットする作業を今まではしていた。さらにインプットすると同時に、申告書、紙ベースの情報をそれぞれの区の課の事務室内に保存しているというのが、今までの状況である。これが下の方にある市税事務所の位置付けである。その中の軽自動車税賦課業務というものを本庁の1箇所に集約する。余談になるが、集約はするが市民の方の利便性に配慮して、実際の申告書の提出であるとか手続きについては、税務課、市民税課に残しているが、申告書の入力であるとか、納税通知書をご家庭に郵送する事務であるとか、そういったものについては本庁で7区分を集約する。集約して事務の効率化を図るという観点から、大きな専門性を必要としない申告書の入力、それから納税通知書の発送事務の補助、一般的な問い合わせ、どういう時に税金がかかるのかとか定額いくらかというような問い合わせの対応を委託しようということが今度の業務内容である。委託業務内容に含まれる特定個人情報ファイルの一部について、入力業務に用いる作業材料のうち、税の減免申請書の中にマイナンバーを記載する欄があるため、マイナンバーを扱う前提にはなっているが、本市はマイナンバーを記載しなくても受付は可能という取扱いをしている。可能性があるということで今回の評価書に挙げているが、実際のところは、今のところ1件もマイナンバーが記載されたものはない。

個人情報セキュリティについて、申告書には当然個人情報が書いてあり、納税通知書も個人情報が記載されたものを発送するわけだが、そのリスク管理について簡単に説明させていただく。

委託業務を行う業者の事務従事場所であるが、本庁舎内に従事場所を確保している。本庁舎内の場所について、そのエリアの入口は施錠ができるようにして、使用しないときは施錠をするという管理を考えている。申告書の入力をした後に、申告書を一定のルールで編綴して委託業者の事務室内で保存するために、台帳の保管庫を多数置くようにしており、1つ1つ施錠ができるように準備する予定である。これについても使用しない時間帯には施錠をする。事務室の鍵であるが、一般的には従事時間というか朝の9時から17時までと考えると、朝と夜は本庁舎の庁舎管理部門から借用して、退庁時に施錠して鍵を返すということで、常にセキュリティが保たれるように考えている。システムでの入力業務については、本市の専用システム、シンクライアントというシステムで、今まで職員が行っていたシステムと同じ形式のもので行うことを考えていて、これはIDカードとパスワードにより使用者が管理されていて、IDカードとパスワードでログインしない限りはこのシステムは起動しない仕組みになっている。その仕組みをそのまま委託業者にも利用してもらうことにしている。カードには使用できるシステムの権限も登録されていて、委託する軽自動車業務のうち最低限のシステムしか使用できないようなセキュリティも適用している。その入力をしてもらうハード機器であるが、外付けの、例えばUSBのメモリであるとか、ハードディスク等を接続することができないような仕組みになっている。あとは、委託業者に対しては、委託契約時の取り決めに基づき、情報管理についての委託業者の社内規定等を把握し精査するとともに、本市に対して、会社、従事する個人の方々すべてから誓約書を、個人情報の秘密保持に関する誓約書を徴するとともに、遵守を常に求めていくつもりである。参考であるが、他の政令市20市あるが、本市のような委託の形態をとっているのは新潟・大阪・広島は3市、あと7市には

派遣職員を利用して業務を行っている。以上が他政令市の状況であるが、今のところ、電話等で聞いたが、新潟・大阪・広島で情報漏えい等の事象があったということは特にないのことである。

(税制課)《大寺係長が全項目評価書(案)変更箇所について説明》

最後に、お配りしている資料に変更箇所一覧を添付している。評価書の内容の変更をした部分になるが、19ページと20ページ、主に20ページの軽自動車に関するものの委託を追加している。内容としては、①委託の内容については、ご説明したとおり、軽自動車税に係る申告書等データ入力及び納税通知書の発送・返戻処理並びに問い合わせ等という形になっている。③の委託先における取扱者の数であるが、最大で5人を予定しているため、10人未満としている。内容としては、そういった形で記載を追加したということが変更となる。説明は以上で終わる。

#### 質疑応答

(審査会委員) 委託先の職員の方は、正職員だけなのか派遣会社から派遣された派遣職員も含まれるのか。

(課税課) 委託先から来られる方は、委託会社で雇用されている職員。再委託という形ではない。再委託は認めていない。

(審査会委員) シンクライアントというシステムは、IDカードとパスワードで起動するようになっているということだが、そのIDカードは、例えば1日業務をする場合は貸し出したままになるのか。それとも、使うときだけの貸し出しという形になるのか。

(課税課) 業務自体、始業から終業まで基本的に端末を触って入力している状況になる。入力の頻度として、委託業務全体の中で大半を占めると考えているため、基本的にはその日の始業時と終業時まで作業している方がカードを使用している状態である。始業時にカードを貸与して、終業時に回収して、こちらで施錠できるところで保管するという形にする。

(審査会委員) 入力は何のくらいの件数か。毎日来られる状態なのか、週に何回か来られる状態なのか。

(課税課) 入力件数は、年間12万8千件を想定している。基本的には、この件数のためほぼ毎日作業が必要だと考えている。ただ、最大5人と申し上げたが、閑散期には2人で毎日すれば済むかもしれない。日によっては3人で済むかもしれない。一番業務の多い時期は、5人はかかるだろうが、常時3人くらいは電話の件もあるので、事務室にいてもらうことになる。委託であるため、実際に来られる方が交代で来られるということはある。作業する方が必ずしも1年間を通して同じ方かということ、委託では契約上指定していないため、場合によっては、当然誓約書はいただくが、1年間を通して同じ方ではないこともあり得る。

(審査会委員) 市役所は色々な部署が大きな部屋にあると思うが、今回の場合は一部屋を区切るということか。

(課税課) 昨今、委託化が進んでいて、市庁舎内もそういうところがフロアによっては入っている。それぞれの施錠をきちんとして管理している。今回も同じように、空きのフロアを確保して施錠できるような工事をして使うことを考えている。

- (審査会委員) 一般の企業だと入るときにピットカードをかざすことがあると思うが、今回は鍵ということで、その方が本当にそこに従事されているかどうかは分からないと思うが。
- (課 税 課) それは鍵の貸し出しのときの視覚確認で。市役所、区役所もそうであるが、入退庁は通常市民に開いていてフリーにしているため、誰が建物に入ったかというような管理はできていないのが現状である。そのかわり、今回は申し上げたとおり完全に区切られて鍵がかかる独立した部屋になっているので、部屋の中には限られた人しか入られない。逆に違う方が入ってくると、止められる状況にはなっている。庁舎管理部門が鍵を貸し出すときに確認するということで対応するしかない。
- (審査会委員) 業務委託契約書を交わして、かつ実際に作業する職員からは誓約書をとって機密保持ということを考えていると思うが、委託先との関係で委託契約終了後の機密保持、あるいは職員との関係で職員が委託先を退職した後の機密保持については、何か対策をとられているか。
- (課 税 課) 契約の中で当然業務終了後についても機密保持は継続してあるので、何も業務の契約期間中に限ったことではない。そのことについても契約書上に謳っている。契約期間中に関わらず契約期間終了後に対しても損害を与えた場合は損害賠償についても責任があるという記載は入れている。委託先の会社でも、こちらから誓約書等をとるということとは別に、当然業務終了後についても守秘義務は継続するということを重々教育として確認をとっていただくということで、会社がこちらに対してご提出いただく誓約書とは別に、会社自体の誓約書を別途徴しているような形で取扱っている。
- (審査会委員) 市がとる職員からの誓約書の中には、退職後も、ということが書かれているのか。
- (課 税 課) いま手元にはないが、明確には謳っていなかったかもしれない。元々の契約書の条項の中で謳っている形になっている。
- (審査会委員) 一般に考えると、職員が退職後、委託先の指揮命令からは外れることになるので、そこはどうかという懸念があるので質問した。そこは在職中に十分教育をするから大丈夫ではないかということか。
- (課 税 課) 今のところはそう考えている。ご指摘等もあったので、必要であれば誓約書の方におっしゃった内容について入れることは考えたいと思う。
- (審査会委員) 機密保持の期間というのは、辞めた後も永久にということか。期間が区切られているのか。業務委託契約でいうと、終了後10年間とか、期間の定めはあるのか。
- (課 税 課) 特に期間は定めていない。
- (審査会委員) ずっと、ということか。
- (課 税 課) はい。
- (審査会委員) 今回のこととは直接関係ないかもしれないが、軽自動車税関連業務の委託が追加になって、このような形でポツポツと追加ということは今後もあるのか。
- (税 制 課) 今後、組織の見直し、業務の見直しをやっていく中では、また同じように業務委託が増えたという形で、追加で審査いただくことはあるかと思う。近々で1年くらいの間では予定はないが、おそらくまたお願いするときに来ると思う。

- (審査会委員) 政令指定都市の中で3市が同様の形態で委託されているとおっしゃったが、委託する割合が多いところと、そうではなくて自前でやっているところと差があるのか。委託が増えれば増えるほど、余計なリスクが増えるということは一般的にはあり得るのか。
- (課税課) 一般的にはリスクが減ることはないので、増える可能性は高いと思う。その分、おそらく市町村側としては経費節減とか効率化とかそういうものを、昨今の流れから何らかのスリム化をしていかないと、本市においても財政状況も厳しいようなので、流れとしては今からどんどん導入されていく傾向にあるかと。そこは市町村ごとの財政状況も違うし、全体の全国的な流れとしては委託化が進んでいる現状であると認識している。
- (審査会委員) 直接これに関係することではないが、軽易な電話対応はされるということで、その電話対応の内容は何らかの記録は残されるのか。
- (課税課) すべてのことについて記録することは想定していない。軽易な電話対応というのは、どこで申告の手続きをしたらいいのか、こういったときにどういう手続きが必要なのかとか、個別具体的な質問内容ではなくて、もっと一般的なご質問について、簡単なQ&Aを手元に置いておけばお答えが可能なことについて、一時的な対応をお願いする主旨のものになってくる。個別の車両の税額がなぜこうなっているのかとか、個別の内容に関しては、実際の職員の方に電話対応を振っていただくような形を想定している。そういった場合の受け答えの記録については職員が行う形になると思う。1件1件の記録については、今のところ想定していない。
- (審査会委員) 委託先はどの程度で変わるのか。
- (課税課) 今回の契約は平成31年の9月まで。委託そのものも1年半先に続けるかどうか、あまりにも問題が多くて委託に馴染まなかったということもあり得なくもないため、同様の形態あるいは少し違った形態で委託を続けていくということであれば、新しい業者選定をするということになる。
- (審査会委員) 定期的に変動はあるということでよいか。
- (課税課) はい。
- (審査会委員) どの段階で変えた方がいいと判断するのか。もし変えらるとなると。
- (課税課) 委託契約の事務処理に、急げば1、2ヶ月でできるかもしれないが、何ヶ月前から次の業者選定を開始しなければいけない時期には決めないといけない。もっと言えば予算要求の時期に、行政の宿命ですべてのことは予算要求をして予算が付いていないと物事が進まないの、次の予算要求のときには判断をすることになる。
- (審査会委員) 今回は31年9月までだが。
- (課税課) 時期的には予算要求は30年の夏にはしないといけないため、来年の夏には続けられるかどうか考えて、あとは実際に何ヶ月前に本当にそうして良かったのかという検証をする。

意見聴取終了。

- (審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「地方税の賦課徴収に関する事務について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らし妥当である。」と認めてよろしいか。

異議がないのでこの旨で答申する。